

## 我孫子市議会基本条例（逐条解説）

### 前文

我孫子市議会は、市民から選挙で選ばれた議員により構成され、同じく市民から選挙で選ばれた我孫子市長とともに、市民の信託を受け我孫子市の代表機関を構成している。議会は議員による合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性を生かして、市民の意思を市政に的確に反映させるために健全な緊張関係を保ちながら、我孫子市としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

私たちの我孫子市は、歴史・文化・自然を大切にし、手賀沼や利根川に囲まれた水と緑の豊かな環境を生かしたまちづくりを基本に歩み続けてきた。

これまで我孫子市議会は、議会運営の活性化と開かれた議会を目指し議会改革に取り組んできたが、我孫子市を取り巻く社会環境は急速に変化を続けている。このような環境の変化に適切に対応し、持続可能な自治体として発展していくためには、市民の信託を受けた意思決定機関である議会は絶えざる自己変革を行っていかなければならない。

我孫子市議会は、今後の議会のあり方を明確にし、議会機能の充実と議会の活性化をより一層進め、市民の負託に全力で応えていくことを決意し、議会における規範として、ここに我孫子市議会基本条例を制定する。

**前文は条例全体の前に置かれ、制定の趣旨、理念などを述べた文章で各条文の解釈の基準となるものです。議会と市長の関係・これまでの取り組みと市議会のあり方・条例制定の決意の3項目で構成されています。**

**※議会における規範とは**：この条例は、議会及び議会運営に関する原則を定めるもので、議会に関する条例や規則等の基本となるものです。

**※市民とは**：この条例では「市民」という用語を使用していますが、この条例は、市民に責務を課すものではないことから特に市民を定義していません。

地方自治法第10条では、市町村の区域内に住所を有する者を「住民」と規定していますが、この条例の各条文の規定内容からも市民の範囲を地方自治法に基づく「住民」に固定する必要性がないことから、「市民」とは我孫子市に住所を有する者をはじめ様々な立場の個人や法人を想定しています。

**※合議制とは**：複数の人の合議によって事を決定する制度です。本会議や委員会は議員の合議によって議決しているため、議会は合議制の機関です。

**※独任制とは**：一人の人で事を決定する制度です。市長は執行機関の長として事務を執行しているため、独任制の機関です。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会及び議員の活動に関する原則、責務等の基本的事項を定めることにより、市民に開かれた倫理観ある質の高い議会として市民の負託に応えるとともに、市議会の活性化を図り、住民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

第1条は、この条例の目的を定めるものです。

本条例の基礎となるもので、議会及び議員の活動に関する原則、責務等を条例で定め、本条例に沿って活動することで、「議会改革の持続的かつ安定的な実行」「議会の説明責任と透明性の確保」「議会機能の強化と議会運営の充実」を着実に進め、最終的に住民福祉の向上・市政発展を目指すことを目的としています。

## 第2章 議会及び議員の活動の原則

### (議会活動の原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市民を代表する議事機関として市民に開かれた議会とし、公正性及び透明性を確保すること。
- (2) 議決責任を重く認識し、迅速に議会としての意思決定を行うこと。
- (3) 多様な市民の声を的確に把握し、市政に反映させること。
- (4) 議員間の討議を積極的に行い、市政の課題に関する論点や争点を明らかにすること。
- (5) 政策立案及び政策提言に積極的に取り組むこと。
- (6) 市民の意思を市政に的確に反映させるため、継続的に議会改革に取り組むこと。

**第2条は、議会の活動原則を定めるものです。**

これまでも本会議・委員会のインターネット中継、請願・陳情代表者の意見陳述、採決結果の公表など、この原則に沿った活動をしてきてますが、今後も市民を代表する議事機関として、市民に開かれた議会とし、その役割と責務を十分踏まえて活動するものとしています。

特に、重要事項の意思決定に際しては議員間討議を積極的に行い、論点や争点を明らかにし、多様な市民の声を市政に反映させることを定めています。

**※議事機関とは**：議会は憲法で議事機関と規定されています。議会は議事機関として、市の重要事項について審議議決し、地方公共団体の意思を決定する合議制の機関です。

**※議員間の討議とは**：重要な政策課題や議案について、市民の多様な意見を反映させるため、合議制の機関である議会を構成する議員が、主に委員会での審査にあたり、それぞれ意見をぶつけ合い、お互いの意見を尊重しながら議員間で活発な討議・議論を行うことです。

最終的には、議員間討議によって、課題や論点を明らかにし、市民と情報や課題を共有しながら、議会としての結論を導き出し、市の意思を決定することを目的としています。

## (議員活動の原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 二元代表制の一翼を担う意思決定機関の一員であることを認識し、議員間の討議を重んじること。
- (2) 市政の課題及び多様な市民の声を的確に把握し、政策立案及び政策提言を行うことにより、市民生活の向上を目指すこと。
- (3) 自らの資質向上のため、不断の研さんを努めること。
- (4) 自らの議会活動について、市民に対して説明責任を果たすよう努めること。

**第3条は議員のあるべき姿を定めるものです。**

**議員は議会を構成する一員として市民生活の向上を目指し、この原則を十分認識して活動するものとします。**

**※二元代表制とは**：住民が直接選挙で選んだ市長と議員によって構成される議会の双方が対等な立場でお互い緊張関係を保ち、けん制し合いながら自治体を運営していく、二元的な代表を持った制度です。

国では選挙された議員で組織された国会が指名した内閣総理大臣が内閣を組織し、国会に対して責任を負う議院内閣制を採用しています。

## 第3章 市民と議会の関係

### (情報公開)

第4条 議会は、議会活動に関して有する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに、説明責任を十分に果たすものとする。

2 議会は、すべての会議を原則公開とする。

**第4条は議会の情報公開を定めるものです。**

議会の情報はホームページ、インターネット中継、議会だよりを通じて情報提供に努めていますが、より効率的な手法を検討し、積極的に情報提供していきます。さらに現在、閲覧資料として備え付けている議案資料等の充実も検討していきます。

原則公開とする会議は、本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会です。

### (議会への市民参加)

第5条 議会は、市民の意向を議会活動に反映させるため、公聴会や参考人制度を積極的に活用し、市民の意見を聞く機会を確保するよう努めるものとする。

**第5条は市民の意見を的確に反映させるため、市民の意見を聞く機会の確保を定めるものです。**

委員会審査では請願・陳情代表者から意見を聞く機会を設けていますが、議案等の審査に際しても、公聴会や参考人制度を積極的に活用し、市民の意見を議会活動に反映できるよう努めています。(公聴会・参考人制度は13条委員会の活動で解説)

## (議会報告会及び市民との意見交換)

- 第6条 議会は、市民に対し議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について議会報告会を行うものとする。
- 2 議会は、多くの市民の声を意思決定に反映させるため、事案に応じて市民との意見交換の場を設けるものとする。
- 3 議会報告会及び市民との意見交換に関し必要な事項は、別に定める。

**第6条は議会報告会の開催及び様々な行政課題に応じて市民との意見交換の場を設けることを定めるものです。実施方法等については別途定めることとしています。**

## 第4章 議会と行政の関係

### (議会と市長の関係)

第7条 議会は、市民の意思を代表する合議制の機関として、二元代表制の趣旨を踏まえ、常に市長と健全な緊張関係を保ち、市政発展に取り組まなければならない。

2 議長から本会議及び委員会に出席を要請された者は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑及び質問に対して、論点を明確化し議論を深める目的で反問することができる。

**第7条は議会と市長との関係における議会の責務を定めるものです。**

平成23年3月定例会から我孫子市議会会議規則・我孫子市議会委員会条例を改正し、市長等に反問権を与えていますが、反問する際のルールを明確にしました。

**※反問とは**：市長等は、本会議または委員会において、議員の質疑及び質問に対して答弁を行いますが、議員の質疑及び質問に対して論点を明確化し議論を深めるため、市長等が逆に質問できることです。

### (議決事件の追加)

第8条 議会は地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、必要な事項を議決事項として追加する場合は、その理由及び根拠を明確にしなければならない。

**第8条は議会の議決事件の追加を定めるものです。**

意思決定機関としての権限を機能的に発揮するために、市政に重大な影響を及ぼすような事項を議決事項に追加することができますが、なぜ議決事項に追加するのかを説明しなければなりません。

議決事件の追加には中長期の計画や市民生活に影響を及ぼす重要な施策などが想定されます。

**※地方自治法第96条第2項とは**：議会の議決事項は、地方自治法第96条に規定されています。第1項では、条例の制定や改正・廃止、予算を定める、決算の認定など15項目が規定されています。

また第2項では、地方公共団体に関する事件で議会が議決するべきものを条例により定めることができると規定されています。現在、本市議会では、市の基本構想の制定・改正・廃止について議決事項としています。

### (議会審議における論点整理)

第9条 議会は、重要な政策、計画、事業等（以下「政策等」という。）について、議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長その他執行機関（以下「市長等」という。）に対し、次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (5) 政策等の実施に係る財源措置及び将来にわたるコスト計算

**第9条は議会審議に際し市長等に説明を求める事項を定めるものです。**

議会審議において論点を的確に整理し、より議論を深めるためには、重要な施策等の必要性、将来コストなど、多面的な説明資料を参考に様々な角度から議論する必要があることから、市長等に説明を求める事項として5項目を規定したものです。

政策等については、第8条で議決事項に追加した項目などが想定されます。

### (政策立案及び政策提言)

第10条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

**第10条は議会の意思決定機関としての位置付けを定めるものです。**

議会は市長から提案された議案等の質疑や一般質問などの手法だけではなく、この条例の目的を達成するために、議員間の討議などを通じて、条例制定や議案修正、決議など積極的な政策立案を行うとともに、意思決定機関として執行機関に対し政策提言を行うこととしています。

### (予算及び決算の審議)

- 第11条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、市長等に分かりやすい説明を求めるものとする。
- 2 議会は、市長等が予算を適切に執行しているか監視し、評価を行うものとする。
- 3 議会は、決算審議に当たって市長等が執行した事業等の評価を行うものとする。

**第11条は予算及び決算の審議について定めるものです。**

市政運営の根幹をなす予算審議にあたり、議会としての責務を果たすため、その審査には十分な説明資料が必要なことから規定したものです。更に議決した予算が適切に執行されているか、一般質問や委員会審査において常に監視・評価し、その結果である決算の認定にあたっては、事業等の行政効果や経済効果などを評価し、税金が適切に使われているか審査することとしました。

決算の状況を予算に照らして審査し、以後の行財政運営の改善に役立つよう、予算審査・決算審査の重要性の観点から記述したものです。

### (議会費の充実)

- 第12条 議会は、適正な議会の活動費を充実するため、自ら議会費の予算要望書を作成し、市長に提出することができる。

**第12条は議会基本条例を実践するため議会活動費（議会費）の充実を定めるものです。**

## 第5章 委員会活動

### (委員会の活動)

- 第13条 議会は、市政の諸課題を適正に判断し、委員会の専門性と特性を活かした適切な運営に努めなければならない。
- 2 議会は常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、公聴会及び参考人制度を活用するものとする。
  - 3 議会は、委員会審査に当たり、資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うように努めなければならない。
  - 4 委員長は、議員間の討議を積極的に行い、委員長報告に当たっては、審査における論点や争点を明確にするよう努めるものとする。

**第13条は委員会活動の原則を定めるものです。**

市政が多様化、複雑化していることから、議案等を本会議できめ細かく審査することが困難なため、議案等を専門的、効率的に審査する常設の機関として3つの常任委員会及び議会運営委員会を設置しています。また、必要に応じて議会の議決で特別委員会を設置します。

議案等の審査に当たっては、審査機能を十分発揮できるよう、委員会の専門性を生かし、情報を積極的に公開し、市民の意見を聴き、議員間で議論を尽くすよう規定しました。さらに、委員長の役割を明記しました。

**※常任委員会とは**：市の事務に関する調査及び議案、請願・陳情等の審査を専門的・能率的に行うため、条例で定めた常設の委員会です。現在、本市議会では、総務企画・教育福祉・環境都市常任委員会の3つの委員会があり、議員は少なくとも一つの常任委員会に所属しています。

**※特別委員会とは**：常任委員会とは別に特定の事項を審査・調査するため、その都度設置する委員会です。

**※公聴会とは**：重要な議案等について、利害関係者や学識経験者等から意見を聞く制度です。（地方自治法第115条の2、我孫子市議会会議規則<昭和49年12月17日議会規則第2号>第78条～、我孫子市議会委員会条例<昭和49年12月17日条例第53号>第22条～）

**※参考人制度とは**：当該地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めたとき、参考人の出席を求め、意見を聞く制度です。

**※委員長報告とは**：委員会での審査又は調査を終えた議案等が、本会議の議題となったとき、委員長から審査又は調査の経過と結果を口頭で報告することです。

**※参考人は議会（委員会）の議決により特定の第三者を指名して出席を求めるが、公聴会は議会（委員会）の議決により公聴会の開催を公示し、申し出があった第三者から公述人が選出されます。**

公述人は賛成・反対の意見を述べるのに対し、参考人はどちらでも良く、参考人は出席を拒否できますが、公述人は自ら出席を申し出ているので原則拒否できません。

## **第6章 議会及び事務局体制の充実**

### **(議員研修の充実強化)**

- 第14条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。
- 2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野から専門的知識を取り入れるよう努めるものとする。
  - 3 議会は、議員にこの条例に規定する内容の周知徹底を図るため、一般選挙及び補欠選挙を経た任期の開始後、速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

**第14条はこの条例の目的を達成するため議員研修の充実強化を定めるものです。**

### **(他の自治体の議会等との交流及び連携)**

- 第15条 議会は、他の自治体の議会等との交流及び連携を図り、分権時代に対応した議会のあり方についての調査研究を図るものとする。

**第15条は他の自治体の議会等との交流について定めるものです。  
加盟している組織としては、東葛都市議会連絡協議会・千葉県市議会議長会・  
関東市議会議長会・全国市議会議長会などがあります。**

## (議会事務局の体制整備)

第16条 議会は、政策提案機能、立法機能、監視機能及び調査機能を補助させるため議会事務局の体制整備を行うものとする。

**第16条は議会活動を補佐する事務局体制の充実に関して定めるものです。**

**この条例に基づき議会運営を行うには、議会活動全般を補佐する議会事務局の調査及び政策法務能力を高め、組織体制を強化する必要がある事から定めるものです。**

**※議会事務局とは**：地方自治法第138条の規定により、議会に関する事務に従事し、議長及び議員の職務を補助する組織として、市町村の議会に設置することができる組織です。

## (議会図書室の充実)

第17条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会図書室の図書の充実に努めるものとする。

**※議会図書室とは**：地方自治法第100条第19項の規定により、議員の調査研究に資するため、議会に設置が義務付けられた図書室です。

## (議会広報の充実)

第18条 議会は、情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるため議会広報活動の充実強化に努めるものとする。

**第18条は議会の広報活動について定めるものです。**

**議会の情報はホームページ、インターネット中継、議会だよりを通じて広報活動に努めていますが、より効率的な手法を検討し積極的に情報提供していきます。**

## (政務活動費)

第19条 政務活動費は、我孫子市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第26号）の定めるところにより、適正に執行しなければならない。

第19条は政務活動費について定めるものです。

地方自治法及び政務活動費の交付に関する条例の趣旨に沿って適切に執行しなければならないことを明記しています。

政務活動費は議会の審議能力を強化し、市政に関する調査研究活動の充実を図るための経費の一部として、年額で30万円を支給しています。

**※政務活動費とは**：地方自治法第100条第14項及び第15項の規定により、議員の調査研究及びその他の活動に役立てるため必要な経費の一部として、条例に基づき交付し、収支報告書の提出を義務付けています。

## 第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇

### (議員の政治倫理)

第20条 議員は、選挙で選ばれた市民の代表として市民の負託に応えるため、高い倫理観が求められていることを深く認識し、品位を重んじ、高い見識を身につけなければならない。

第20条は議員の政治倫理を定めるものです。

議員の倫理条例を別に定めるのではなく、基本的な倫理基準をここに記載しています。

議員の言動は法規によって規制されるまでもなく、慎重、公正でなければなりませんが、議会活動における言動については、地方自治法及び我孫子市議会会議規則において「規律」と「懲罰」が規定され、規律の違反に対しては、戒告や陳謝、出席停止や除名などの懲罰を科すことができると明記されています。

また、議員の選挙活動や政治活動などについては、公職選挙法及び政治資金規正法により規制されています。

### (議員定数)

第21条 議員定数は、我孫子市議会議員定数条例（平成14年条例第21号）で定める。

2 議会は、議員定数の改正に当たっては、公聴会、参考人制度等を十分に活用することにより、市民の意向を把握し、本市の実情にあった定数を検討するものとする。

### (議員報酬)

第22条 議員報酬は、我孫子市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年条例第15号）で定める。

2 議会は、議員報酬の改正に当たっては、公聴会、参考人制度等を十分に活用することにより、市民の意向を把握するものとする。

3 議会は、前項の規定により把握した結果を市長に報告するものとする。

第21条及び第22条は議員定数及び議員報酬について定めるものです。  
根拠条例を明示するととともに、改正に当たっては、公聴会、参考人制度等を活用し、市民の意向を把握したうえで改正案を提案するものとしています。  
市議会議員の報酬に関しては、市長の諮問機関である特別職報酬等審議会の調査審議事項であることから、把握した市民の意向を市長に報告するものとしています。

## 第8章 条例の位置付け及び見直しの手続

### (条例の位置付け)

第23条 この条例は、議会における規範とする。

- 2 議会は、議会に関する条例、規則等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

**第23条は条例の位置付けを定めるものです。**

### (見直し手続)

第24条 議会は、この条例の目的の達成の可否について、適宜、検証するものとする。

- 2 議会は、前項の規定による検証の結果、議会運営に関する制度の改善が必要と認められた場合は、この条例の改正を含め、適切な措置を講ずるものとする。
- 3 この条例の改正に当たっては、本会議において改正理由及び改正案の提出に至った経緯について説明しなければならない。

**第24条はこの条例の見直し手続について定めるものです。**

この条例の目的達成を検証し、その達成状況や社会情勢の変化などに応じて、この条例が議会における規範としてふさわしい内容であるよう必要な措置を講ずることを明記したものです。

検証する組織は、現在の議員の任期である平成27年11月30日までは議会改革特別委員会とし、改選後は議会運営委員会で検証することとしますが、必要に応じては特別委員会を設置するものとします。